

学校適正規模の考え方について

1 学校規模による学校教育への影響

(1) 小規模校の教育活動の特徴

学校教育では、児童生徒が多くの方々と出会う中で、様々な考え方に触れ、多くの人と協調して自ら向上する力を身に付けていくことを目標にしています。

児童生徒数や学級数が少ない小規模校では、小規模だからこそできる特色ある教育活動や家庭的な雰囲気といった「良さ」があります。

しかし、児童生徒数が少ないことで制約を受ける教育活動もあり、そのことが小規模校の「課題」と考えます。

	良さ（メリット）	課題（デメリット）
教育指導面	○家庭的な雰囲気の中での丁寧な指導 子ども同士がお互い顔なじみであるため、家庭的な雰囲気の中で学習することができる。 また、1学級の人数が少ない学校も多く、教員のきめ細かな指導がしやすくなる。 ○豊かな自然に囲まれた教育環境 小規模校の中には、豊かな自然に囲まれた地域にある学校もあり、自然を生かした教育活動を行いやすい。 ○多い活躍の場 授業において発表の機会等、一人一人の活躍の場面がたくさんある。 ○余裕のある施設や設備 理科室や音楽室等の特別教室や体育館を、余裕を持って使うことができる。	○話し合いや班学習の場面では 話し合い学習では多様な意見が出にくい。また、多くの班を作ることができず、他班との比較があまりできないため、学習への理解を深めたり、学習内容を広げたりすることが難しくなる。 ○複式学級の授業では 複式学級では一人の学級担任が2つの学年の指導をするため、1時間の授業の中で交互に指導を受ける形になる。 ○一定の集団が必要な学習では 体育における球技等集団で学習する場合、少人数のため正しいルールや試合方法を学ぶことが難しくなる。また、音楽においても合奏や合唱が行いにくい。 ○大きな学校行事では 運動会や体育祭では、ダンスや集団競技等の団体種目は行いにくい。また、小学校高学年の児童は、準備・出場・後片付けと忙しく、ゆっくり観戦や応援する時間が取りにくくなる。

	良さ（メリット）	課題（デメリット）
教育指導面		○限られる選択肢 中学校の部活動では種目数が少なく、自分のやりたい種目を選ぶことができなくなる。特に野球やサッカーなど団体競技ではチーム編成ができない。 ○積極性や向上心 小規模校では、手を挙げなくても一人一人に発表の機会があるため、積極性が育ちにくい面がある。また、お互いを目標や参考にするといった向上心が育ちにくい。 ○固定化する評価 学年が1クラスの場合は、卒業まで同じ集団で過ごすこととなり、クラスの中で「算数が苦手」、「習字が上手」といった評価が子ども間で定着してしまい、それぞれの子どもに対するイメージも固定化したものになりがち。特にマイナスのイメージが固定化すると、その子どもにとってはつらい学校生活になってしまう。
学校運営面	○教員間の連携・協力 教員の人数が少ないため、指導方針や行事計画などがまとまりやすい。	○保護者の経済的な負担 修学旅行や卒業アルバムの制作などでは、保護者の経済的な負担が大きくなったり、修学旅行の行き先が限定されたりする場合もある。 ○教員間の連携・協力 小規模校では同学年や同教科の教員が1名しかいない場合が多く、一緒に教材を作ったり、指導方法を話し合ったりすることができず、多様な指導ができにくい。 また、教職員一人当たりの校務の分掌も多くなり、負担が大きくなる。

	良さ（メリット）	課題（デメリット）
学校運営面		○中学校の教員配置 小規模の中学校では、授業時間数に対応できるだけの教員数が配置されない場合がある。その場合、教科講師が配置されるが、教科指導の時間分の勤務しか認められないため、学級担任や部活動の顧問、その他学校運営に必要な事務の分掌はできない。
安全面	○安全管理面 緊急時の一斉下校等の際、下校指導が短時間で終了する。	○安全管理面 体育の水泳指導や緊急時の下校指導等では、割ける人数が少ないため、安心安全面で不安がある。

（２）大規模校の教育活動の特徴

児童生徒数も学級数も多い大規模の学校には、多様な人間関係に触れたり、お互いが切磋琢磨したりする機会が多いという「良さ」があります。しかし、集団で行う学校教育でも、集団が大きくなりすぎると様々な「課題」が生じてきます。

	良さ（メリット）	課題（デメリット）
教育指導面	○多人数の集団が持つ教育力 児童生徒が多く、友人や教職員と出会うことで、集団の中での協調性や連帯感、積極性、向上心が育まれやすい。 ○同年代での切磋琢磨 多くの班を作ることができ、他班の意見や学習状況を比較し、学習への理解を深め、学習内容を広げていくことができる。また、同学年に複数の学級があるので、学級対抗の活動により切磋琢磨することで積極性や向上心を育むことができる。 ○活気のある学校行事 運動会や音楽行事等ではたくさんの種目や演奏を行うことができるなど、学校行事に活気生まれる。	○難しい時間割の調整と授業での制約 学級数の多い学校では、音楽室や運動場の使用する際の調整が必要で、音楽の鑑賞を普通教室で行うなど、授業が制約されることもある。また、学級を２つに分けて授業を行う少人数指導も、余裕教室のない学校では実施できない。 ○校外での活動にも制約が 社会科見学では多人数を受け入れてくれる施設が少ないこと、移動に多くの時間がかかるなど、教育活動が制限されることもある。

	良さ（メリット）	課題（デメリット）
教育指導面	○多くの選択肢 中学校の部活動等では、種目が豊富であり、多くの選択肢の中から自分のやりたい種目を選択することが可能になる。	
学校運営面	○保護者の経済的な負担 修学旅行や卒業アルバムの制作などでは、保護者の経済的な負担が小さくなる。 ○教員間の連携・協力 同学年や同教科の教員が多く、一緒に教材を作ったり、指導方法を話し合ったりすることができ、多様な指導が可能になる。 また、教職員一人当たりの校務分掌は少なくなり、負担が少ない。 ○教員配置 学級担任や部活動の顧問、その他学校運営に必要な事務分掌等が可能である。	○教員間の連携・協力 教員の人数が多いため、指導方針や行事計画など、綿密な打合せが不可欠となる。
安全面	○安全管理面 体育の水泳指導や緊急時の下校指導等では、割ける人数が多いため、安心安全を確保しやすい。	○安全管理面 休み時間に遊ぶ場合、体育館・運動場等に多くの子どもが集まることになるため、曜日毎に使用可能学年を決めるなど、制限を設けている学校もある。また、緊急時の一斉下校等の際、下校指導に時間がかかる。

2 学校適正規模の考え方

（１）現行の印西市学校適正規模・適正配置基本方針（改訂版）における学校適正規模の区分（通常学級数）

区分	小規模校 (過小)	小規模校	準適正 規模校	適正規模校	大規模校
小学校	5 学級以下	6 学級	7～11 学級	12～24 学級	25 学級以上
中学校	3 学級以下	4～5 学級	6～11 学級	12～24 学級	25 学級以上

(2) 国の基準

① 学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から(中略)第68条までの規定は、中学校に準用する。(後略)

② 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

(1) 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。

(2) (略)

2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。

(3) 学級数を中心とした学校規模の目安

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(文部科学省)」及び「印西市学校適正規模・適正配置基本方針(改訂版)」による学校規模を比較・整理すると、次のとおりです。

① 小学校

通常学級数		状況
国	市	
1～5	1～5	複式学級が存在する。 欠学年を有する。
6	6	クラス替えができない。
7～8	7～11	全学年ではクラス替えができない。
9～11		半分以上の学年でクラス替えができる。
※12～18を標準とする。	12～24	クラス替えができる。
※25以上を大規模校、31以上を過大規模校とする。	25以上	施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。 国では、従来から31学級以上の過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきている。

② 中学校

通常学級数		状況
国	市	
1～2	1～3	複式学級が存在する。
3		クラス替えができない。
4～5	4～5	全学年ではクラス替えができる学年が少ない。
6～8	6～11	全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる。
9～11		全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能。
※12～18 を標準とする。	12～24	クラス替えが可能で、専任の教科担任を配置できる。
※25 以上を大規模校、31 以上を過大規模校とする。	25 以上	施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。 国では、従来から 31 学級以上の過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促している。

(4) 教員の配置基準（令和3年度千葉県公立小中義務教育学校定員配置基準）

① 校長

各小中学校に1名を置く。

② 教頭・副校長

教頭については、各小学校に1名を置くことを原則とし、各中学校に1名を置く。

なお、副校長の配置及び教頭の複数配置については、地域・学校の実情を勘案の上、配置する。

③ 教員（主幹教諭、教諭、助教諭、講師）

【小学校】

ア 標準学級に、1名の教員を配置する。

イ 前項の標準学級から、肢体不自由、病弱・虚弱、弱視、難聴及び言語の特別支援学級、並びに病院内に存する特別支援学級を除いた数により、下表のとおり、増置教員を配置することを原則とする。

学級数	1～11	12～23	24～30	31～39	40 以上
増置教員	1	2	3	4	5

【中学校】

ア 標準学級に、1名の教員を配置する。

イ 前項の標準学級から、肢体不自由、病弱・虚弱、弱視、難聴及び言語の特別支援学級、並びに病院内に存する特別支援学級及び一

定規模以下の特別支援学級を除いた数により、下表のとおり、増置教員を配置することを原則とする。

また、10学級以上の学校に生徒指導担当の増置教員1名を配置する。

学級数	1・2	3・4	5～8	9	10～15	16～17	18	19～21	22・23
増置教員	3	4	5	6	6	7	8	9	10
生徒指導担当					1	1	1	1	1
計	3	4	5	6	7	8	9	10	11

学級数	24～27	28	29	30以上
増置教員	11	12	13	14
生徒指導担当	1	1	1	1
計	12	13	14	15

④ 養護教諭

ア 標準学級が3学級以上の本校に配置することを原則とする。

イ 小学校においては児童数が851人以上、中学校においては生徒数が801人以上在籍する学校及び必要と認められる学校に、複数配置する。

⑤ 事務職員

ア 標準学級が3学級以上の本校に配置することを原則とする。

イ 標準学級が、小学校28学級及び中学校22学級以上の学校並びに必要と認められる学校に、複数配置する。なお、標準学級数の算定については増置教員に準ずるものとする。

(5) 千葉県公立小中学校の規模別教職員配置の例

① 小学校

学級数	校長	教頭	教諭			養護教諭	事務職員	合計
			学級担任	担任外	小計			
2学級	1	1	2	1	3	0	0	5
3学級	1	1	3	1	4	1	1	8
6学級	1	1	6	1	7	1	1	11
12学級	1	1	12	2	14	1	1	18
18学級	1	1	18	2	20	1	1	24
24学級	1	1	24	3	27	2	1	32
31学級	1	2※	31	4	35	2	2	42
40学級	1	2※	40	5	45	2	2	52

② 中学校

学級数	校長	教頭	教諭			養護 教諭	事務 職員	合計
			学級担任	担任外	小計			
2 学級	1	1	2	3	5	0	0	7
3 学級	1	1	3	4	7	1	1	11
6 学級	1	1	6	5	11	1	1	15
9 学級	1	1	9	6	15	1	1	19
12 学級	1	1	12	7	19	1	1	23
18 学級	1	1	18	9	27	1	1	31
24 学級	1	2※	24	12	36	2	2	43
30 学級	1	2※	30	15	45	2	2	52

※教頭の複数配置について、児童数や学級数の基準がないが、概ね小学校で30学級、中学校で22学級を目安に2人配置されることが多い。

③ 中学校におけるモデル的な教員配置

学級数	教頭	教諭										
		国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保健 体育	技術	家庭	教諭 計
3 学級	1	1	1	1	1	1	1		1			7
6 学級	1	2	1	2	2	2	1		1			11
9 学級	1	2	2	2	2	2	1	1	2	1		15
12 学級	1	3	2	3	3	3	1	1	2	1		19
18 学級	1	4	3	4	4	4	1	1	4	1	1	27
24 学級	2	5	5	5	5	6	2	1	4	2	1	36
30 学級	2	6	6	6	6	7	2	2	6	2	2	45

(6) 学校規模の状況

本市の小学校全18校、中学校全9校を現在の「学校適正規模の考え方」による学校規模別に分類すると、次の表のとおりとなり、通常学級数は、令和3年度から令和9年度までの間に、小学校が37学級、中学校が28学級増加する見込みです。

また、学校規模について、小学校では、令和3年度には、小規模校6校（うち過小1校）、準適正規模校3校、適正規模校7校、大規模校2校の状況ですが、令和9年度には、小規模校6校（うち過小0校）、準適正規模校4校、適正規模校5校、大規模校3校となり、小規模校のうち過小がなくなり、準適正規模校が1校、大規模校が1校増加し、代わって適正規模校が2校減少する見込みです。

一方、中学校では、令和３年度には、小規模校１校（うち過小１校）、準適正規模校６校、適正規模校２校、大規模校０校ですが、令和９年度には、小規模校１校（うち過小１校）、準適正規模校４校、適正規模校２校、大規模校２校となり、準適正規模校が２校減少し、代わって大規模校が２校増加する見込みです。

【小学校】

年度	区分	小規模校		準適正規模校	適正規模校	大規模校
		過小				
	通常学級数	５学級以下	６学級			
令和３年度	現状 ２３９学級	船穂小（４）②	六合小（６） 本埜小（６） 平賀小（６） 小林北小（６） 大森小（６）	小林小（８） 木下小（９） 原山小（１０）	高花小（１２） 滝野小（１３） いには野小（１４） 内野小（１７） 木刈小（１８） 西の原小（１８） 牧の原小（２０）	原小（３１） 小倉台小（３５）
令和９年度	推計 ２７６学級		船穂小（６） 六合小（６） 平賀小（６） 小林北小（６） 本埜小（６） 大森小（６）	原山小（７） 木下小（８） 小林小（１０） 高花小（１０）	いには野小（１２） 木刈小（１６） 内野小（２１） 滝野小（２３） 西の原小（２４）	小倉台小（３２） 牧の原小（３６） 原小（４１）

【中学校】

年度	区分	小規模校		準適正規模校	適正規模校	大規模校
		過小				
	通常学級数	３学級以下	４～５学級			
令和３年度	現状 ９０学級	本埜中（３）		小林中（６） 船穂中（６） 印西中（９） 原山中（９） 滝野中（１０） 印旛中（１１）	西の原中（１６） 木刈中（２０）	
令和９年度	推計 １１８学級	本埜中（３）		船穂中（６） 印西中（６） 小林中（７） 印旛中（９）	原山中（１３） 滝野中（２２）	木刈中（２６） 西の原中（２６）

※（ ）内の数値は通常学級数、○内の数字は複式学級数を示している。

※学校名は各年度で学級数が少ない順に整理し、同数の場合は児童生徒数が少ない順に記載している。

※令和９年度の学級数は学区外就学者数を加味していない。

※令和３年度の学級数は、小・中学校ともに、千葉県公立小中学校学級編制基準による学級編制の弾力的な運用に基づき算出している。

※令和９年度の学級数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（令和３年４月１日施行）に基づき小学校は１学級３５人とし、中学校は千葉県公立小中学校学級編制基準による学級編制の弾力的な運用に基づき算出している。（中学１年は３５人、中学２年及び３年は３８人）

※小規模校（過小）の船穂小学校及び本埜中学校は令和５年度から「小規模特認校制度」を導入する予定。

印西市立小・中学校の児童生徒数及び学級数の現状と推移（令和3年5月1日現在）

【小学校】

	令和3年度（現状）			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	児童数	学級数	複式学級数	児童数	学級数	複式学級数	児童数	学級数	複式学級数	児童数	学級数	複式学級数	児童数	学級数	複式学級数	児童数	学級数	複式学級数	児童数	学級数	複式学級数
木下小	235	9		216	8		200	7		193	7		198	8		190	8		198	8	
小森小	213	8		222	9		240	10		249	11		254	12		239	11		224	10	
大森小	165	6		164	6		169	6		170	6		160	6		165	6		168	6	
船連小	27	4	2	29	5	1	33	5	1	34	5	1	41	6		46	6		53	6	
木刈小	560	18		548	18		519	17		475	16		462	16		463	16		437	16	
内野小	514	17		620	20		680	22		740	23		750	23		738	22		702	21	
原山小	229	10		226	11		216	10		201	9		196	8		193	7		192	7	
小林北小	157	6		148	6		127	6		121	6		108	6		94	6		78	6	
小倉台小	1,141	35		1,292	38		1,249	37		1,205	36		1,144	35		1,077	34		994	32	
高花小	309	12		275	11		271	11		277	11		272	11		284	11		263	10	
西の原小	570	18		660	21		704	23		758	24		773	25		747	24		732	24	
原小	1,040	31		1,080	33		1,150	35		1,230	37		1,319	40		1,355	41		1,327	41	
六合小	70	6		71	6		69	6		70	6		70	6		71	6		62	6	
並藤小	89	6		84	6		84	6		80	6		71	6		71	6		64	6	
いには野小	429	14		413	13		386	13		364	12		336	12		320	12		292	12	
渚野小	409	13		486	15		540	19		573	20		610	21		647	22		675	23	
牧の原小	591	20		830	26		995	31		1,149	36		1,222	38		1,200	37		1,187	36	
本基小	79	6		83	6		87	6		92	6		92	6		93	6		95	6	
合 計	6,827	239	2	7,447	258	1	7,719	270	1	7,981	277	1	8,078	285	0	7,989	281	0	7,743	276	0

【中学校】

	令和3年度（現状）			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	生徒数	学級数	複式学級数	生徒数	学級数	複式学級数	生徒数	学級数	複式学級数	生徒数	学級数	複式学級数	生徒数	学級数	複式学級数	生徒数	学級数	複式学級数	生徒数	学級数	複式学級数
印西中	263	9		249	9		233	9		224	8		217	6		201	6		176	6	
船連中	184	6		189	7		185	6		185	6		162	6		150	6		151	6	
木刈中	733	20		893	25		929	27		954	27		955	27		909	26		910	26	
小林中	151	6		163	6		167	6		173	6		176	6		183	6		197	7	
原山中	281	9		319	10		317	10		336	10		360	11		394	13		447	13	
西の原中	550	16		697	21		793	23		813	23		865	25		872	24		933	26	
印濃中	332	11		321	10		312	9		320	10		309	9		289	9		268	9	
本基中	28	3		31	3		37	3		42	3		42	3		40	3		37	3	
渚野中	309	10		397	12		459	14		518	16		569	17		682	20		766	22	
合 計	2,831	90	0	3,259	103	0	3,432	107	0	3,565	109	0	3,655	110	0	3,720	113	0	3,885	118	0

【注意事項】

- (1) 児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。
- (2) 学級数は、令和3年度千葉県公立小中学校学級編制基準による学級編制の弾力的な運用に基づき算出している。
- なお、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴い、令和5年度は小学4年生までを、令和6年度は小学5年生までを、令和7年度以降は小学校の全学年を35人学級として算出している。
- (3) 令和4年度以降は、住民基本台帳データ（令和3年4月1日現在）に基づき算出している。
- ただし、宅地開発が予測される木刈中学校区（木刈小・小倉台小）、原山中学校区（内野小・原山小）については、平成30年度に実施した児童生徒数等推計業務委託による推計値を記載し、渚野中学校区（渚野小・牧の原小）については、令和元年までに実施した児童生徒数等推計業務委託による推計値を記載し、西の原中学校区（西の原小・原小）については、令和2年度に実施した児童生徒数等推計業務委託による推計値を記載している。

印西市立中学校における部活動の状況（令和３年度）

（単位：人）

	部活動名	部員数								
		印西中	船穂中	木刈中	小林中	原山中	西の原中	印旛中	本埜中	滝野中
1	陸上（男子）	26	18	36	10	24	41	25	6	17
2	陸上（女子）	8	20	28	8	11	33	16	4	2
3	野球	13	7	22		5	31	10	10	14
4	サッカー		18	46		19	56	23		
5	バスケットボール（男子）	26	11	36			49	14		15
6	バスケットボール（女子）	16	11	12		7	21	17		15
7	バレーボール（男子）	21						19		
8	バレーボール（女子）	23		51	13	26	40	18		
9	卓球（男子）	22	13	47		33		20		
10	卓球（女子）	17	11			14		19		
11	バドミントン（男子）				22					37
12	バドミントン（女子）			41	11		59			20
13	硬式テニス（男子）				22					
14	硬式テニス（女子）				24	34				
15	ソフトテニス（男子）			62						26
16	ソフトテニス（女子）	19		41			21	10	6	19
17	柔道（男子）	6						7		
18	柔道（女子）							6		
19	剣道（男子）			8	3	16	11	14		21
20	剣道（女子）			6	1	3	8	5		12
21	美術（創作）	20	25	71	10	13	51	25		31
22	吹奏楽（音楽）	33	26	91	11	29	46	44		40
23	科学			13		39		19		
24	英語劇（EAC）			28						
25	水泳			5			3			
26	新体操			7			3			
27	国語			7						
部活動数		13	10	20	11	14	15	18	4	13